

東京三弁護士会多摩支部支部長声明

- 1 現在、法制審議会の刑事法（情報通信技術関係）部会において刑事手続のIT化が議論され、被疑者・被告人との「ビデオリンク方式」（対面していない者との間で、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）による接見（電子データ化された書類の授受を含む。以下「オンライン接見」という。）を刑事訴訟法第39条第1項の接見として位置付けることが検討されている。
- 2 身体の拘束を受けている被疑者・被告人にとって、刑事施設・留置施設が弁護士等法律事務所から遠く離れている場合等を含め、身体拘束の当初から、弁護士等の援助を受けることは重要な権利である。憲法第34条前段は、弁護人の援助を受ける権利を定め、これを受け刑事訴訟法第39条第1項は、弁護人が被疑者・被告人と立会人なく面会し、書類の授受をすることができるとする接見交通権を定めている。現代のIT化社会では、弁護人が被疑者・被告人とビデオ会議システムを用いて対面したり、電子データ化された書類の授受を行うことも現実的な手段である。したがって、かかる現代の状況下では、オンライン接見も、刑事訴訟法第39条第1項の接見交通権の行使に含まれるものと解するべきである。ゆえに、オンライン接見は、権利性を有する法律上の制度として、法制審議会を経て制定され、国家予算を投じて運営されなければならない。
- 3 東京都の多摩全域を所管とする当支部においては、刑事弁護を行う場合のオンライン接見の実現は一層強く要請される。

すなわち、人口420万人が30市町村に亘って生活している多摩地域においては、21か所の留置施設が多摩西部（青梅市、あきる野市など）、多摩北部（立川市、武蔵野市、三鷹市など）、多摩南部（八王子市、町田市など）に分散している。このため所属弁護士が複数の公共交通機関を乗り継いで留置施設に到着するまで片道1時間以上を要する場合が多く、被疑者・被告人の留置された留置施設との往復に多大な労力と時間を要している。

このような遠方の留置施設への接見は、相当の移動の負担を伴うものとなっており、地理的要因や物理的環境により迅速な接見や適時の接見が困難となっている。被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利、接見交通権の保障が極めて不

十分な状況である。

- 4 刑事手続のIT化の検討は、我が国の情報通信技術の進展及び普及の状況を、刑事司法にも反映させることを意図しているところ、捜査機関や裁判所の負担軽減よりも、まずは刑事司法の最も重要な当事者である被疑者・被告人の権利の保障のために、どのように情報通信技術の進展及び普及の状況を反映させられるかの議論に注力すべきである。すなわち、刑事手続のIT化の議論は、何よりも被疑者・被告人の人権保障を拡充するという観点で進められるべきであって、かかる観点からも弁護人との接見交通権を我が国社会の常識に合致した技術水準とするべきことが忘れられてはならない。

上記のとおり、当支部は、法制審議会においてさらに具体的に被疑者・被告人の権利について議論が尽くされ、オンライン接見が実現することを強く要望する。

2023年7月19日

東京弁護士会多摩支部 支部長 山下 太郎

第一東京弁護士会多摩支部 支部長 伊藤 稔彦

第二東京弁護士会多摩支部 支部長 井堀 哲